

施設整備費実施要領

平成 24 年 4 月 18 日 制定
平成 25 年 3 月 12 日 第 1 次一部改正
平成 27 年 4 月 1 日 第 2 次一部改正

1 目的

本助成事業は、民間の社会福祉事業の健全な発展を図るため、施設整備を必要としている民間社会福祉事業者へ資金的支援を行うことにより、社会福祉施設等利用者へのサービス向上に向けた施設整備を推進することを目的とする。

2 事業実施年度

募金年度の翌年度

3 助成対象及び助成額

社会福祉法人、更生保護法人、社会福祉事業を行う NPO 法人、福祉作業所等を運営する任意の福祉団体が行う次に掲げる事業で、助成を受けて実施する必要性が認められるものとする。

ただし、介護保険事業所、行政等からの管理運営受託施設・指定管理施設及び有料老人ホーム等営利を目的とする施設における事業、並びに当該年度岩手県共同募金会（以下「本会」という）が実施又は推薦する他の助成事業に決定（内定）した法人・団体は対象外とする。

(1) 社会福祉法人及び更生保護法人が行う事業

① 建物整備事業（建物と一体の設備を含む）

増改築、改修、補修に係る総事業費の 75%以内で、300 万円を限度に助成する。

② 機器・備品整備事業

総事業費の 75%の以内で、300 万円を限度に助成する。

③ 車両整備事業（新規購入及び更新）

総事業費の 75%以内で、150 万円を限度に助成する。

(2) 社会福祉事業を行う NPO 法人、福祉作業所等を運営する任意の福祉団体が行う事業

① 建物整備事業（建物と一体の設備を含む）

改修、補修等小規模事業に係る総事業費の 90%以内で、200 万円を限度に助成する。

なお、施設の新築、増築等建物面積の増加につながる事業は対象外とする。

② 機器・備品整備事業

総事業費の 90%以内で、200 万円を限度に助成する。

③ 車両整備事業（新規購入及び更新）

総事業費の 90%以内で、150 万円を限度に助成する。

(3) 車両の更新要件

① 排気量 660cc 以下 初度登録から 10 年が経過、あるいは走行距離 10 万km以上

② 排気量 661～1,999cc 初度登録から 13 年が経過し走行距離 13 万km以上

③ 排気量 2,000cc 以上 初度登録から 13 年が経過し走行距離 15 万km以上

- ④ 上記①～③に該当しないが、相当な老朽化や重大な故障の発生など特に更新の必要性が高いと判断される場合

4 助成申請

- (1) 助成申請は1法人・団体につき1事業とする。
- (2) 助成金の交付を受けようとする法人・団体は、「共同募金施設整備費助成申請書（様式1）」に次の書類を添付し、市町村共同募金委員会に提出するものとする。
 - ① 添付書類一覧表（様式2）
 - ② 定款又は寄附行為、会則等
 - ③ 前年度事業報告書・収支決算書
 - ④ 当該年度事業計画書・収支予算書
 - ⑤ 実施事業の見積書、建物平面図（又は設計図）、製品カタログ
 - ⑥ その他本会が特に必要とする関係書類
- (3) 市町村共同募金委員会は、提出を受けた助成申請書及び関係書類に「共同募金会意見書（様式3）」を添えて本会に進達するものとする。

5 助成内定及び助成決定

(1) 助成内定

本会は助成申請書受理後、当該申請事業に係る審査を行い、当該年度共同募金配分計画を決定、この配分計画により助成が内定した法人・団体に対し助成事業の内定通知を行うものとする。

(2) 助成決定

当該年度共同募金運動終了後、募金実績による配分計画の調整を行い助成を決定、翌年度に内定法人・団体に対し決定通知を行うものとする。

決定通知を受けた法人・団体は、速やかに「事業の実施に関する誓約書（様式4）」及び「事業実施計画書（様式5）」を市町村共同募金委員会に提出し、当該事業を実施するものとする。

6 助成事業の繰上実施

内定通知を受けた法人・団体において、やむを得ない事由により当該年度に事業を実施する必要が生じたときは、「事業繰上実施申請書（様式6）」を市町村共同募金委員会に提出し、本会の承認を受けなければならない。

なお、この場合であっても助成金の交付は決定通知に基づいて行うものとする。

7 助成事業の変更

決定（内定）通知を受けた法人・団体において、助成事業に次に掲げる事項の変更が生じた場合は、「事業変更申請書（様式7）」を市町村共同募金委員会に提出し、本会の承認を受けなければならない。

- (1) 設計、車種、機種等の変更（製造中止に伴う機種変更等軽微なものを除く）
- (2) 事業費総額の変更（助成申請額を下回る場合のみとする）
- (3) 資金計画の変更（当該助成事業の実施に関して、新たに補助金や借入れを受けた場合）

- (4) やむを得ない事由により、工期の終了や機器等の納期が次年度となる場合
- (5) その他必要な変更

8 助成事業の完了報告及び助成金の交付

- (1) 助成金の交付は精算払いとし、決定通知を受けた法人・団体は当該助成事業の完了後、速やかに「完了報告書（様式8）」及び「交付申請書（様式9）」に添付書類を添えて市町村共同募金委員会に提出するものとする。
- (2) 市町村共同募金委員会は、提出を受けた前項書類に「事業完了調査報告書（様式10）」を添えて本会に進達するものとする。

9 助成決定取消し及び助成金の返還

次に掲げる事項に該当する場合は助成決定の全部又は一部を取消し、既に交付した助成金がある場合は返還させることができるものとする。

- (1) 偽り、その他不正な手段によって助成を受けた場合
- (2) 事業を中止した場合
- (3) 事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合
- (4) 助成金を指定された用途以外に使用した場合
- (5) 事業内容の変更の承認を受けずに事業を実施した場合（決定前に事業に着手した場合を含む）
- (6) その他本会の指示に従わない又は本会が不相当と認めた場合

10 助成事業の広報

「赤い羽根共同募金」による助成事業であることを助成を受けた法人・団体、施設の広報誌、会報、ホームページ等を活用し積極的に広報するほか、助成金で整備した物件には、次のとおり共同募金受配標識を掲示するものとする。

- (1) 建物整備事業
施設の玄関・門柱等に「標識パネル」を掲示
- (2) 機器・備品整備事業
整備物件に「標識シール」を貼付
- (3) 車両整備事業
車体の両側面に「赤い羽根のロゴ」及び「共同募金助成車両」の文字を表示

11 その他

本要領に定めがない事項については、「社会福祉法人岩手県共同募金会共同募金助成要綱」によるものとする。

附則

- 1 この要領は平成25年4月1日より施行する。

附則

- 1 この要領は平成27年4月1日より施行する。